

# 高浜市中小企業ステップアップ補助金のご案内

地域の雇用や産業を支える中小企業の生産性向上と持続的発展を図ることを目的に、中小企業が自ら作成した事業計画に基づく取組を支援するために補助金を交付します。

## 1. 対象者

高浜市内に事業所を有し、次の①～④をすべて満たす方

①次のいずれかに該当すること。

ア 創業予定の方、創業間もない事業者

補助金の交付申請時において、最初の決算期を経過していない事業者で、産業競争力強化法に基づく「認定特定創業支援等事業」による支援を受けたことを証する証明書の交付を受けていること(創業時)

イ 中小企業者(中小企業基本法第2条第1項各号に規定する事業者のこと。)

②高浜市に市税を納めており、市税を滞納していないこと。

③暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業を行っていないこと。

## 2. 申請回数

1. 補助対象者の①ア(創業予定の方、創業間もない事業者)と①イ(中小企業者)によって、申請回数が異なります。

① ア 創業予定の方、創業間もない事業者

次のすべてに該当する場合に限り、2回目の申請が可能です。

・1回目の申請が、補助対象者の【1】①に該当すること

・1回目の補助金の交付を受けた年度の翌々年度以降であること

② イ 中小企業者

1事業者につき1回限り

※令和5年度以降に申請を行った方は、2回目の申請はできません。

## 3. 補助対象事業

補助対象者が作成し、高浜市商工会で助言、指導を受けた事業計画を基に市内の事業所で実施する事業

※事業実施に係る融資を受けている場合は、当該融資について高浜市信用保証料補助金の交付を受けていないこと。

※同様の趣旨の他の補助金の交付を受けていないこと。

## 4. 補助対象経費

(1)機械装置等関係費、(2)広告費、(3)ウェブサイト関連費、(4)研究開発費、(5)物件賃借料、(6)物件改装費、(7)委託・外注費等

※(5)、(6)については創業後最初の決算期を迎えていない事業者のみ対象です。

## 5. 補助金額

補助対象経費の2分の1以内(上限20万円)

※千円未満切り捨て

## 6. 申請期間

令和8年4月1日(水)～

※受付は年度毎に先着順とし、予算に達した時点で終了

※年度内に終了する事業が対象(年度をまたいだ場合には補助金の交付不可)

## 7. 提出書類

<申請時提出書類(事業開始前まで)>

- ① 補助金交付申請書(様式第1)
- ② 事業計画書(様式第2)
- ③ 見積書
- ④ 市税の完納証明書

<完了時提出書類(完了後30日又は完了年度末日の早い方)>

- ① 補助金実績報告書(様式第7)
- ② 事業実績書(様式第8)
- ③ 成果物がわかるもの(写真等)
- ④ 領収書その他補助事業に要した経費がわかる書類

<確定通知受領後提出書類(受領後概ね1週間以内)>

- ① 補助金交付請求書(様式第10)

## 8.1 年後の実施状況報告書

補助事業完了後1年を経過した時点で、事業の進捗や成果についてご報告をお願いしています。

<提出書類>

(1)実施状況報告書

(2)成果物の補助事業完了後1年を経過した時点における状況が確認できる書類

<提出期限>

次のいずれか早い日までに提出してください。

- ・補助事業の完了日から1年を経過した日後30日以内
- ・事業完了日の属する年度の翌年度の末日(3月31日)

## 9. 補助金の取消及び返還

次のような場合には、交付決定の全部または一部を取り消し、または既に交付した補助金の全部または一部の返還をお願いすることがあります。

<主な対象となる例>

- ・補助事業を中止または廃止した場合
- ・申請内容に虚偽や不正があった場合
- ・補助金を補助対象事業以外の目的に使用した場合
- ・交付決定の内容や条件に違反した場合
- ・補助金により取得した財産を承認なく処分した場合 など

## 10. その他

- ・交付申請書等の様式は、高浜市公式ホームページからダウンロードできます。
- ・補助金の申請にあたっては、本案内のほか、「高浜市補助金交付規則」及び「高浜市中小企業ステップアップ補助金交付要綱」をご確認ください。
- ・現地調査を行わせていただく場合があります。
- ・補助金の詳細については、市公式HPをご参照ください。

【問い合わせ先】

高浜市市民部経済環境グループ TEL0566-95-9522



▲市公式HP